

令和 7 年度事業報告

[事業関係]

継続事業 1

税知識の普及、納税意識の高揚、税制並びに税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

①税知識の普及、納税意識の高揚を目的とする事業

◎ホームページに、税に関する絵はがきコンクール入賞作品を掲載。

◎広報紙を 3 回発行（8・1・3 月）。税に関する単位会の活動や税の作文、税に関する絵はがきコンクール入賞作品等を掲載。

◎税を考える週間新聞紙上広告の実施 1 1 月 1 日（土）福島民友（共催広告）
 “ 1 1 月 5 日（水）福島民報（共催広告）
 “ 1 1 月 1 1 日（火）福島民報（全法連版下）

②税制及び税務に対する調査研究並びに提言に関する事業

件 名	日 時	場 所	出席者・議題等
第 1 9 回全国女性フォーラム 「北海道大会」	7. 9. 18 (木)	札幌市 札幌パークホテル	湊田女連協会長 外県内参加者 38 名
第 4 1 回法人会全国大会 「高知大会」	7. 10. 16 (木)	高知市 高知県立県民文化ホール	県内参加者 31 名
第 3 9 回全国青年の集い 「山梨大会」	7. 11. 20 (木) ～11. 21 (金)	甲府市 Y C C 県民文化ホール アイメッセ山梨	佐藤青連協会長 外県内参加者 30 名
第 1 8 回 税に関する絵はがきコンクール 審査会	7. 11. 20 (木)	福島市 コラッセふくしま	各単位会代表、福島大学特任教授 1 名、福島税務署 3 名 応募数：県内 190 校より 4, 274 枚
令和 7 年度税制提言活動 (内堀県知事)	7. 11. 26 (水)	福島市 福島県庁	千葉会長 遠藤副会長（税制委員長）
令和 7 年度税制提言活動 (矢吹県議会議長)	7. 12. 12 (金)	福島市 福島県庁	千葉会長 遠藤副会長（税制委員長）
全法連 令和 8 年税制セミナー	8. 2. 16 (月)	W E B 参加	「令和 8 年度税制改正について」 「税と社会保障の一体改革に向けての課題」 遠藤副会長（税制委員長）

◎税制要望意見取りまとめ

<基本事項>

第一 法人税について

先行き不透明な環境の中にある中小法人に活力をつけ、国際競争力にも対応できる税制として、次のことを要望する。

1. 中小法人の軽減税率の適用所得の拡大

日本の経済再建と内需拡大のためには、多数の従業員を雇用している中小企業の活性化が必要である。

軽減税率を長期化することにより中小企業の体力が強化されて、より一層活性化が図られる。

中小企業の軽減税率の適用所得金額を 2, 0 0 0 万円（現行 8 0 0 万円）に引き上げ、又、中小企業に対する軽減税率の時限的引き下げは、1 9 %（時限的には 1 5 %）から 1 0 %に引き下げて継続すること。中小企業の活性化に資するため、中小法人等の軽減税率（1 5 %）を時限措置ではなく、長期的な制度とすべきである。

2. 退職給付引当金、賞与引当金制度の復活

従業員の退職金及び賞与は、労働の対価に係る債務であるため、負債性引当金として当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならない。

しかし、税務上では損金処理が認められず、法人税法上の課税所得と会計上の利益が乖離する要因となっている。

労働協約や就業規則等で退職金や賞与の支給について定められている場合には、退職給付引当金や賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

特に、中小企業にとっては、退職給付債務の支払いが発生した事業年度は資金的に大きな負担になること、また、事業再生の実務でも簿外債務の存在は再生手続きの妨げになる場合もあるため、各事業年度における担税力の評価は労働債務の発生を考慮したもので行うべきと考える。

3. 中小企業経営強化税制等について

中小企業経営強化税制等において他省庁の確認等の要件を付与しないこと。適用を受けるためには必要な時期に取得できず、また過重な事務負担が生じることになる。そのため制度の適用をあきらめる例が少なくない。事前届け出を廃止し、工業会の証明書添付のみで適用できるよう改正すべきである。

第二 所得税について

現在、我が国の所得税の課税最低ラインはかなり高くなっている。このことで子供の養育・教育に多額の負担がかかる子育て世代には、重税感が強い。所得税は基幹税であり広く薄く負担を求める工夫も必要である。

1. 年少扶養親族に対する扶養控除制度の復活

当初、子ども手当制度の導入とセットで廃止となり、実質負担は変わらないことを前提に改正されたはずだが、現状は全く異なる結果となっている。少子化対策の一つとして早急に復活させるべきである。

2. 公的年金等に対する課税負担の軽減

公的年金は雑所得とされ、公的年金等控除が定率控除であるため「高額受給者ほど課税免除額が大きくなる」という逆進性が生じているので定率控除は廃止する。さらに公的年金等は生活の支えとなるだけでなく、少子高齢化の老後世代にとっては生活基盤となるものであり、健康的で自立する生活を全うするための月額30万円の定額控除制度を採用すべきである。

3. 上場株式等以外の配当等についても申告分離課税の選択を可能とすること

上場株式等の配当等は一定税率を選択できるのに対し、中小企業の配当等は総合課税であるため、累進課税により過重な課税がなされ不公平な制度であり是正が必要である。

4. ふるさと納税制度において、返礼品の交付を受けた場合には制度の対象外とすること

総務省発表のふるさと納税額の現況調査によると、2023年の全国を対象としたふるさと納税額は1.12兆円である。返礼品の交付等の経費やふるさと納税サイトの運営事業者への手数料などでその50%に及ぶ状況である。

5千億円を超える金額が、本来の税として使用されないことは看過すべきではない。

税は直接的な反対給付がされるものではない。多くの人が寄付や納税ではなく、返礼品を目的として税度を利用しており納税の認識が希薄になっている。また、高所得者ほど有利な不公平な制度でもある。

返礼品の交付により、本来の趣旨が損なわれているおり制度の抜本的な見直しが急務である。

第三 相続税について

地価の下落等により相続財産の評価も落ち着いている。しかし、中小法人は事業承継等の相続に於いて苦勞している例も多いので、一層の配慮を求める。

1. 相続税の課税価格に算入する中小企業の株式の評価額を減額する制度を創設すること

事業承継において、自社株の相続税評価額が高額で相続税の負担が弊害となる。中小企業の株式は市場での流通がなく、換価が困難であり実質的な担税力も低い。

従って、自社株の相続については相続税の課税価格を評価額から80%減額するのが望ましい。

さらに、現行の事業承継税制での納税猶予制度では、複雑さや将来のリスクを懸念し利用が進まない。

ゆえに、納税猶予ではなく納税を免除するか、自社株評価額の10%の納税で完結させて事業承継の円滑化をはかる必要がある。

なお、特例承継計画等の提出期限を撤廃し特例事業承継税制を恒久的な処置とする。

2. オーナー経営者に相続が発生した場合の関係同族法人への貸付金等の相続税評価について

同族法人への貸付債権等（貸付金、売掛金、未収入金、貯金以外の預け金、仮払金、その他、これらに類するもの）について、相続人が回収不能として、相続税の申告期限までに債権放棄し、又は遺産分割協議書に債権放棄を明示し、当該法人がその債権放棄をした日の属する事業年度で益金に算入したときは、その貸付金を相続財産に含めないこととする。

3. 少子化対策に係る税制優遇制度の拡充

税制面では結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度等評価すべき点はあるが、この制度による恩恵を受けられるのは一部の世帯に限られると推察されることから、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援を実施する企業に対しての税制優遇措置や、子育てを行う世帯への給付付き税額控除制度を創設する。

第四 間接税について

歳出改革によっても対応しきれない負担増に対する安定的財源として、消費税が重視される。

1. 消費税の届出書の提出期限の改善

消費税に於いて届出書提出の有無が納税額に直結し、多大な影響がある。「簡易課税制度の選択・選択不適用に関する届出書」及び「課税事業者の選択・選択不適用に関する届出書」の提出期限が現在は、課税期間の開始日の前日までとなっている。しかし、その提出の判断には慎重を要するため、中小法人は苦慮している。よって、届出書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間の確定申告期限までとすべきである。なお、1年ごとに本則課税制度と簡易課税制度の選択を可能とする。

2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）と軽減税率制度の廃止

令和5年10月から導入されたインボイス制度は、事業者の事務負担が過重となっており、また、インボイス制度を選択していない事業者の取引上の不利益が顕在化していることを鑑み、インボイス制度自体を廃止することが望ましい。併せて、軽減税率制度についても事務負担の軽減を図る為に廃止することが望ましい。

3. インボイス制度の「2割特例」の恒久化

インボイス制度を継続する間は、インボイス制度への登録に伴い、新たに課税事業者となる者に対する激変緩和措置（納税額を売上税額の2割に抑える特例）の導入が3年間の期限付きで決定した。

この特例は、基準期間の課税売上高が1千万円以下の場合に適用されるため、法人として事業を営んでいる場合、自身がその対象となるケースは少ないと思われる。しかし、取引先の個人事業主等が2割特例の適用対象になることは十分に考えられる。

こうした事業主が特例導入により、インボイス登録事業者を選択しやすくなれば、発注する企業側にとっても、仕入れ税額控除の要件を満たす取引が増え、税負担の軽減になる。

こうした観点から、基準期間の課税売上高が1千万円以下の者については、恒久的に2割特例の適用を選択できるよう要望する。

4. 児童手当の更なる拡充のために消費税を優先的に活用する財源とすること

2024年から児童手当の支給期間が高校生世代まで拡充されるなど、支給額の増加要因となる改正はあったが、現状の少子化対策としては不十分である。社会保障制度と税の一体改革という理念のもとに税率の引き上げ等を行った消費税を、子育て世帯への給付付き税額控除の創設や児童手当の更なる拡充等、子育て支援の財源として優先的に活用するべきである。

第五 地方税について

現在、地方分権による地方税重視の方向に進んでいる。そのためにも適正な地方税の課税態勢が重要である。

1. 事業所税の廃止

事業所税は、大都市の都市環境を整備及び改善するため、昭和50年10月1日に施行されたものであるが、税制制定時と現在では情勢が異なっている。市町村合併も多数あり該当する市が増加しているなか、当該税制が企業誘致の妨げになっている状況を見直すべきである。

さらに、固定資産税との重複課税の面があり、人口密度も全く考慮せず、都市環境も不十分な自治体への課税は税の創設の主旨、目的にも沿わない。また、企業誘致や雇用確保の妨げとなり、特に東北被災県においては復興の遅れにも繋がりがねないので廃止が相当と思慮される。

なお、事業所税の廃止が即時にできない場合は、当面の間、事業所税の課税要件を人口ではなく従業員数にするなどの見直し、もしくは課税対象を現在の人口30万人以上から50万人以上に引き上げる等の見直しを行うべきである。

<個別事項>

法人税関係

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入

消費の拡大、経理処理・管理業務を簡素化するため、少額資産の損金算入限度額を10万円から50万円に引き上げる。

中小企業等は、取得原価30万円未満の取得資産については損金算入でき、事業年度においては300万円までの合計額となっている。現在の物価上昇局面において、上限額を上げることが望ましい。取得原価60万円未満と合計額600万円へ変更すべきである。

2. 災害損失準備引当金制度の創設

災害が常態化している状況において、企業が自助努力で積立をして内部留保をすること。また、災害が起きる前に意識的に積み立てることで災害への関心を高める。

3. 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の順序

①令和6年度の税制改正において、中小企業向け賃上げ促進税制に「繰越税額控除制度」が創設され、適用年度で中小法人に該当すれば5年間の繰越が認められようになった。しかし、控除の順序が、その控除する事業年度の調整前法人税額の100分の20から、まず、その事業年度の控除額を控除し、その残額を限度として繰越控除額は控除されるようになっている。従って、その控除の順序を、その控除する事業年度の調整前法人税額の100分の20から繰越されてきた控除額を先に控除し、次にその事業年度の控除額を控除するよう順序を見直すべきである。

②繰越控除限度超過額を控除する適用年度においては、「当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において」という要件が付いているがこれを外したい。

4. 法人税率の引き下げ

平成30年度税制改正において法人実効税率（法人税・法人住民税・法人事業税）が29.74%まで下がったが、世界的には日本はまだ高い水準にある。国際競争力を高め、国内投資や雇用の創出・安定・拡大を図るため、引き続き法人実効税率の見直しを図っていくことを要望する。

5. 賃上げ促進税制

現行の賃上げ促進税制は、大企業・中堅企業においては継続雇用者給与の前年比較により適用可否の判断を行うものとなっている。人財への多角的な投資という観点からすると、継続雇用者に対する賃上げに限らず新規雇用者も含めた給与の増加額や、法人税額の20%の控除上限額の撤廃など、中小企業レベルも含め配慮した制度とすることで、国全体で賃上げを促進する機運を盛り上げ、物価高騰に対応した制度とすべきである。

6. 受取配当金の益金不算入額の制限の撤廃

完全子会社法人株式及び関連法人株式に係る受取配当金については全額が益金不算入であるが、それ以外の株式については50%、被支配目的等株式等については20%の益金不算入割合とされているが、二重課税排除の観点から100%益金不算入とすべきである。

所得税関係

1. 源泉所得税の納期特例適用者の要件緩和

納期特例制度は、源泉徴収義務者及び税務行政の事務の簡素化に役立っており、双方における事務の簡素化を一層進めるためにも、現行の「給与支給人員常時10人未満」という要件を「20人未満」とするなど要件を緩和すべきである。

2. 不動産の長期譲渡所得の100万円特別控除を、控除額を300万円として復活すること

長期譲渡所得の100万円特別控除の廃止により、経済的理由によりやむを得ず不動産を譲渡した納税者の税負担が生じている。少額の譲渡での納税者の申告事務の負担も少なくない。これらを考慮し制度を復活する改正が必要である。

相続税・贈与税関係

1. 基礎控除の額を5,000万円と相続人1人当たり1,000万円の合計額に引き上げること

現行の基礎控除額では、納税者の申告事務や税負担が過重である。従来の基礎控除額に戻すべきである。

2. 相続税および贈与税での取引相場のない株式の評価方法で、類似比準方式の適用対象を拡大すること

取引相場のない株式の評価は、中会社及び小会社は純資産価額、あるいは純資産価額と類似業種比準価額を併用して行うが、純資産価額を用いることで評価額が高くなる。課税価格が高額で相続税や贈与税が課税され後継者の負担が重く事業承継の支障となっている。

円滑な事業承継を図るため、類似業種比準価額の適用を拡大し、課税価格を適正にすべきである。

固定資産税関係

1. 償却資産の取得価格について

償却資産の申告の対象とならない資産の取得価格を現行の10万円未満から30万円未満に変更する。

現状の物価上昇により、10万円未満で購入できる資産はほとんどなくなっている状況にある。

間接税関係

1. 印紙税の廃止

電子決済やペーパーレス化等が進み、紙媒体の文書は年々減少している中、紙ベースの文書のみに課税され、課税文書の可否判定について曖昧な部分が多いものとなっている。課税の公平性、明確性の観点から廃止すべきである。

地方税関係

1. 法人事業税、法人住民税の申告納付の一元化

二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人は、それぞれ所在する地方自治体ごとに申告書の提出、税額の納付を行っている。地方自治体も近年コンピューター化が進んでいる。自治体・当該法人にとっても事務合理化が推進できるため、申告書の提出、税額の納付は、本店所在の自治体に一括して行うことができるようにするべきである。

2. ETCクレジットカードを利用した高速道路の利用に関する役務提供を、適格請求書の交付から免除する

ETCシステムを利用しETCクレジットカードで精算を行った場合、利用証明書は書面による交付は行われず、利用者がETC利用照会サービスに登録を行い、電磁的方法の取得が求められる。

しかし、ICT環境に対応可能な人材が有しておらず電磁的方法の取得が困難な事業者は少なからず存在することから、電子取引データ保存義務への対応を含め、提供事業者がインボイス発行事業者登録を取りやめる可能性も極めて低いであろう事情に鑑み、利用明細書等で容易に利用料金を確認することが可能なことから、インボイスの交付を免除する課税資産の譲渡等として取り扱うべきである。

3. 社会公共性が高い、電気、ガス、水道又は電話通信に係る役務提供を、適格請求書の交付から免除する

社会公共性が高く、かつ継続的に利用する電気、ガス、水道又は電話通信についてインボイス発行事業者登録を取りやめる可能性も極めて低いであろう事情に鑑み、利用明細書等で容易に利用料金を確認することが可能なことから、インボイスの交付を免除する課税資産の譲渡等として取り扱うべきである。

その他

1. 電子帳簿等保存制度における対象帳簿について

優良な電子帳簿等に係る過少申告加算税の軽減措置の条件となる対象帳簿の集約化対象となる帳簿の範囲の合理化・明確化を意図し、対象となる帳簿の具体例が列挙されているが、青色申告の要件としては「主要簿」として複式簿記で記帳する「仕訳帳」と「総勘定元帳」の記帳が必要となっておりトレーサビリティ確保の要件等が満たされていれば売上帳等の補助簿については、この制度の対象となる帳簿とはしないこととする。

2. 電子帳簿等保存制度における優遇措置について

電子帳簿等保存制度における優良な電子帳簿に係る更なるインセンティブの創設申告漏れがあった場合に課される過少申告加算税の5%軽減制度の他に、納税者のDX化等の納税環境の整備のための更なる優遇措置を講じる。

3. 電子帳簿保存法について、中小法人等および個人事業者は強制適用ではなく、保存を認める規定とすること

電子取引の取引情報について電磁的記録を強制することは、中小法人等や個人事業者には、その対応に過重な負担となる。また、電子帳簿保存法の趣旨のひとつである「国税の納税義務の適正な履行を確保する」という点において、これらの者を除外しても課税上の重大な弊害が懸念されるものでない。

令和8年度税制改正に関するアンケート

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企

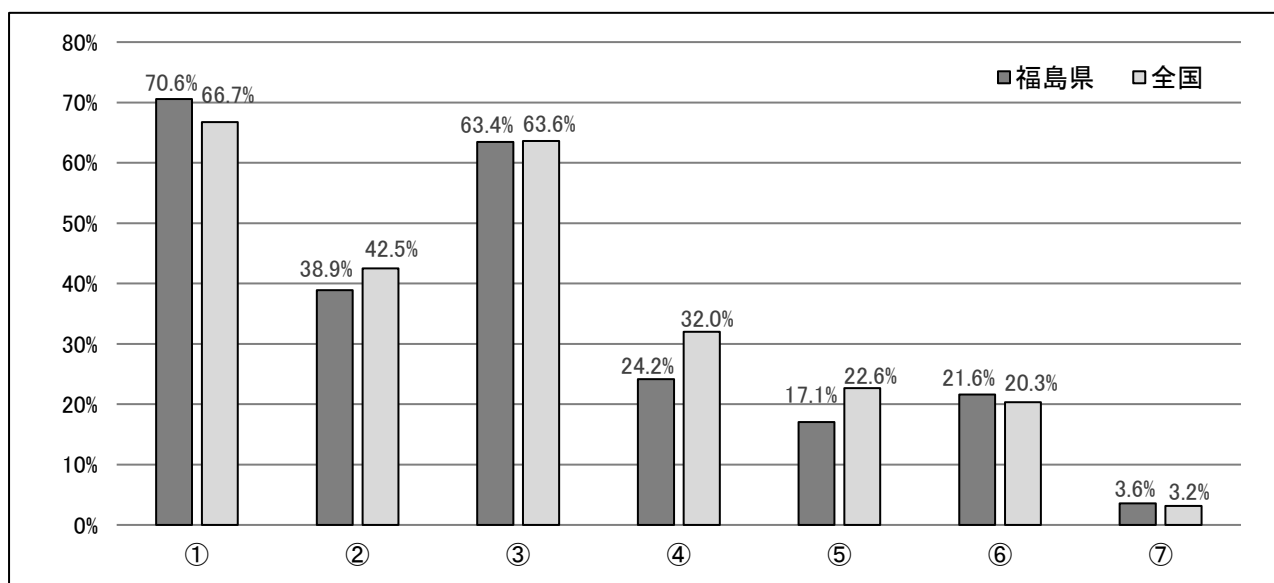
業型DC及びiDeco)の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました(令和7年度税制改正大綱より)。

こうした状況を踏まえ、令和8年度税制改正に関する提言の取りまとめに向けた検討の参考とするため、会員の意向把握を目的としてアンケート調査を実施いたしました。

問1 中小企業向け税制

令和8年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制(法人税関係)で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

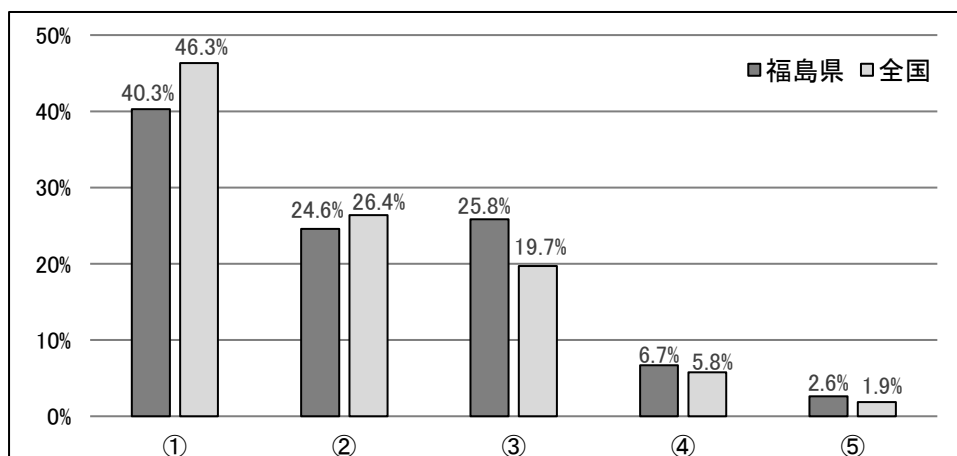
- ①法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ②設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④役員給与の損金算入の拡充
- ⑤交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦その他



問2 法人関係／企業の賃上げ

政府は「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」こととしており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- ①賃上げをする
- ②賃上げを検討したい
- ③賃上げは難しい
- ④賃上げをするか決めていない
- ⑤その他

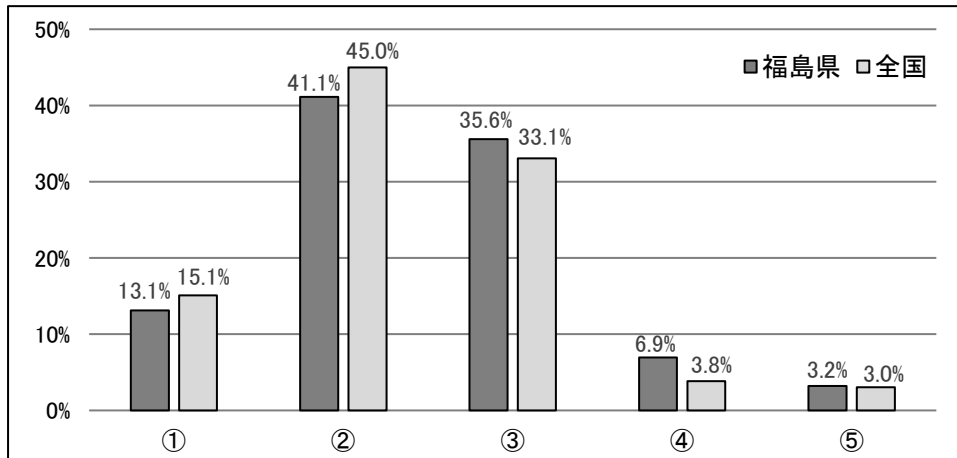


問3 価格転嫁

人件費や仕入価格などの上昇分について、あなたの会社では商品・サービスの価格に転嫁できていますか。

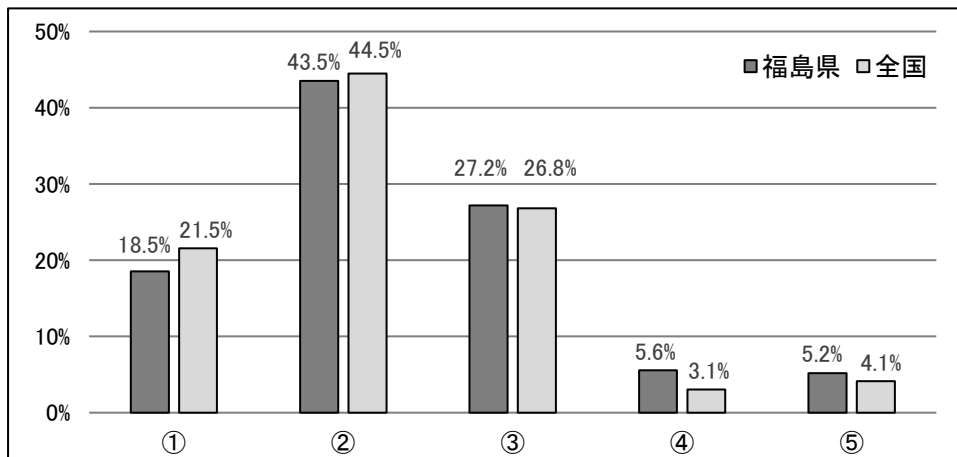
(1) 人件費

- ①おおむね価格転嫁できている ②多少ではあるが価格転嫁できている
③価格転嫁できていない ④価格転嫁はしない ⑤その他



(2) 仕入価格（その他経費）

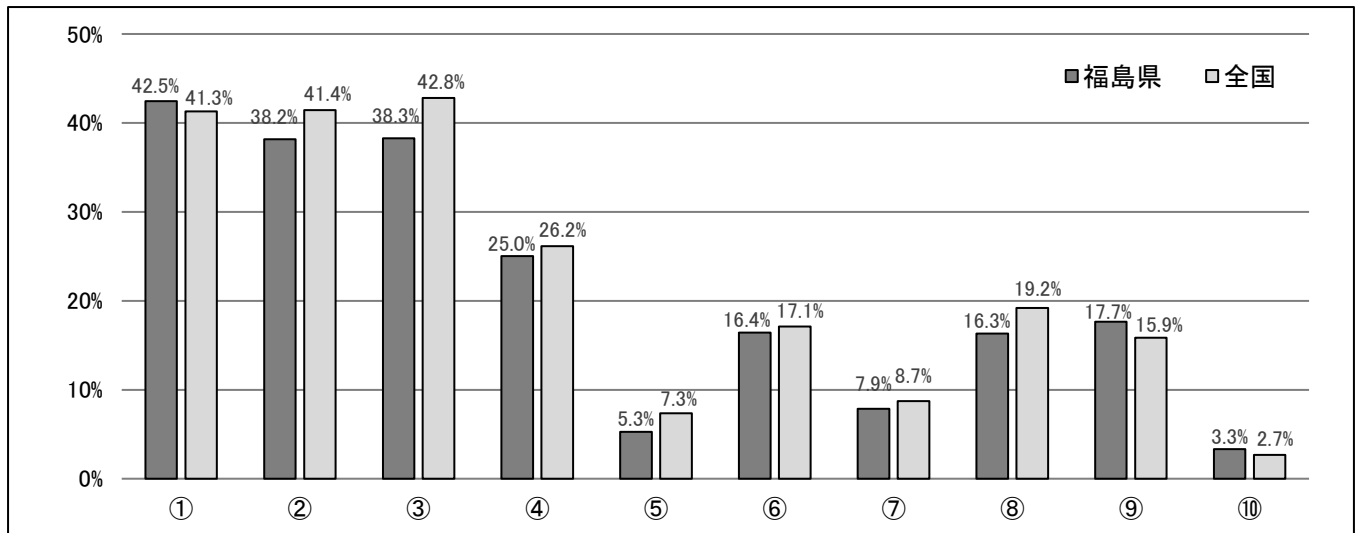
- ①おおむね価格転嫁できている ②多少ではあるが価格転嫁できている
③価格転嫁できていない ④価格転嫁はしない ⑤その他



問4 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて2年目となりますが、どのような負担が増えたと思いますか。以下より 3つ以内で選んで 下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

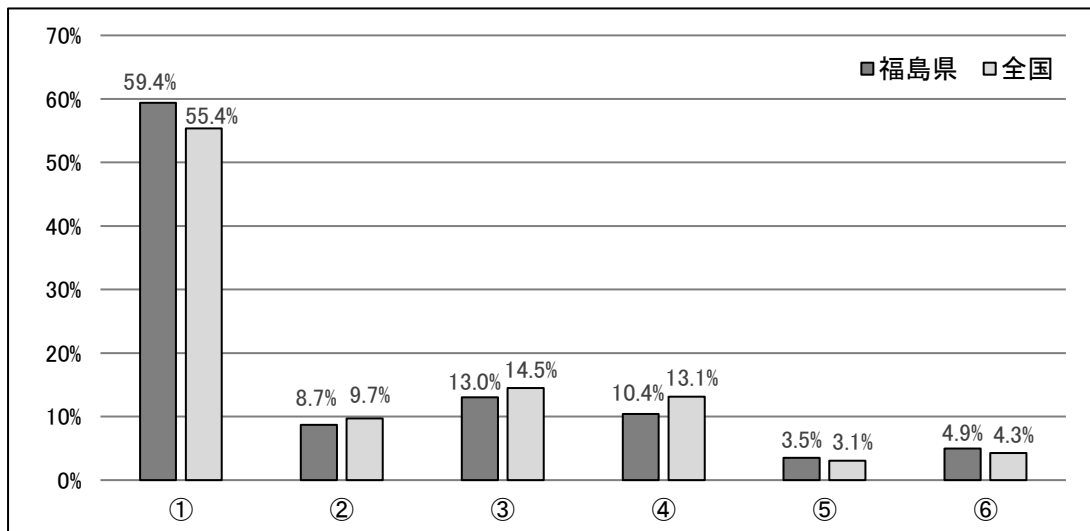
- ①取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
②受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
③インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
④会計帳簿の記入や会計ソフトの操作 ⑤従業員への社内教育・研修
⑥事務負担の増加による人件費の負担増 ⑦インボイス処理に伴う設備等への負担増
⑧消費税の申告・納税にかかる事務負担増 ⑨特に問題なく対応できている
⑩その他



問5 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

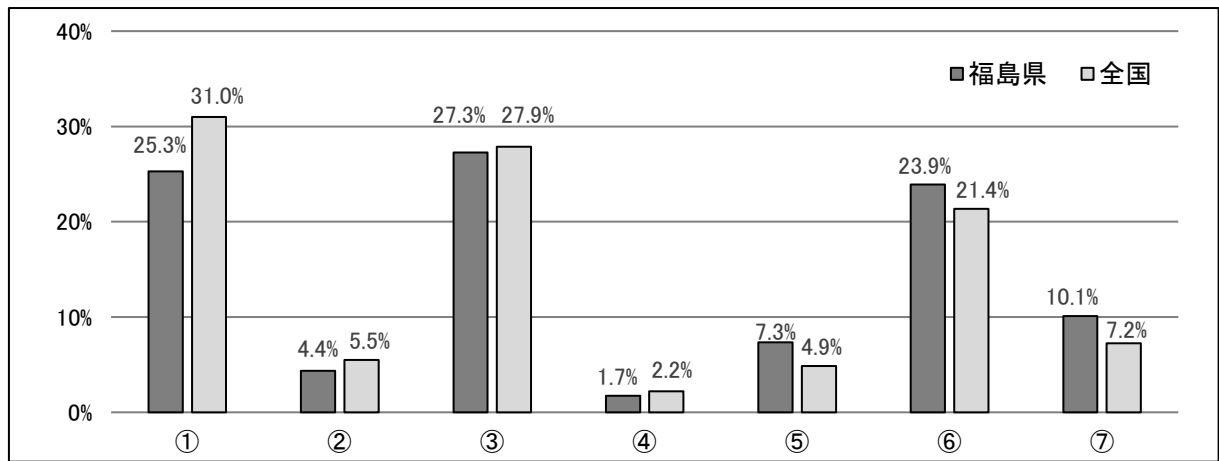
- ①これまでと変わりなく取引を行う
- ②課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している
- ③免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい
- ④6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい
- ⑤簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
- ⑥その他



問6 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

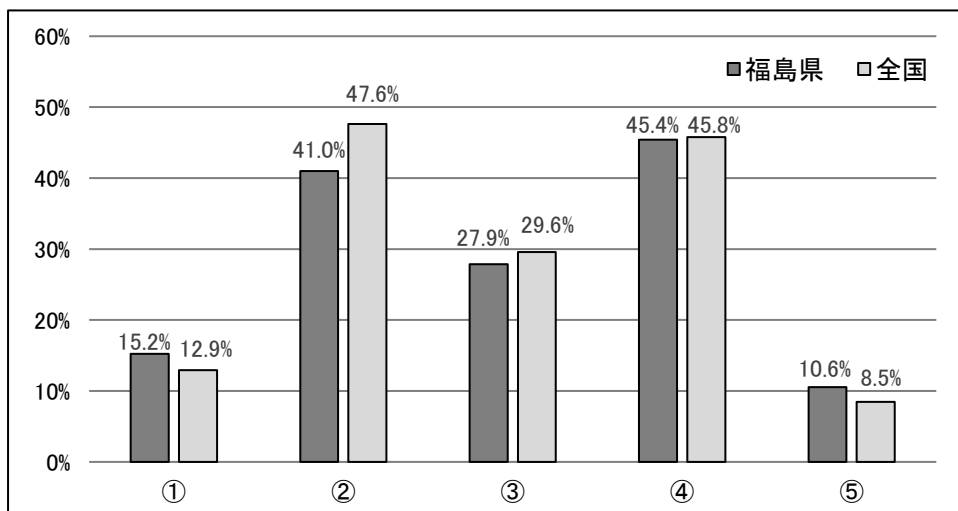
- ①子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ②親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ③後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
- ④事業を売却する ⑤事業承継はせず廃業する ⑥当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦その他



問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。本年度の改正では、納税猶予制度の特例措置において役員就任要件の見直しが行われました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

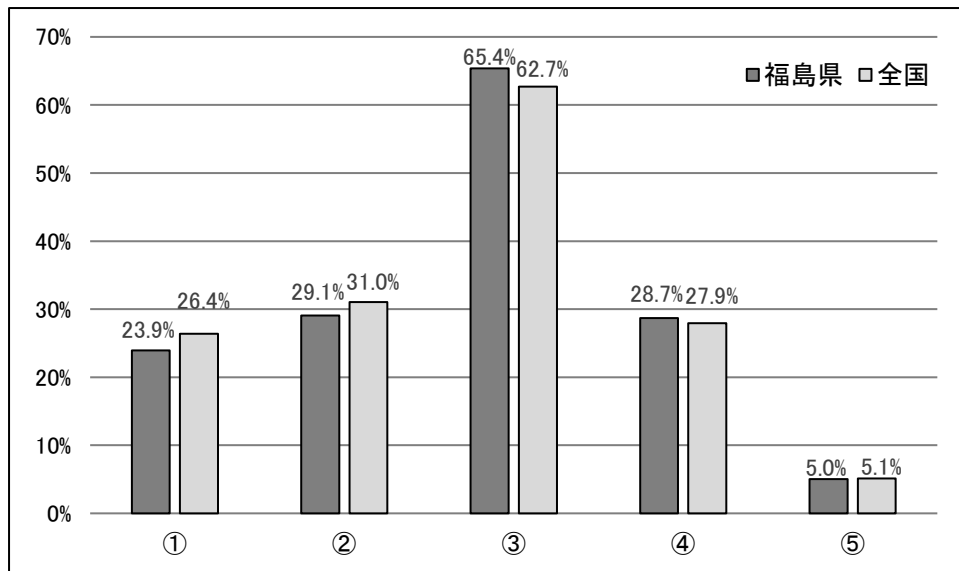
- ①これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ②相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める
- ④事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤その他



問8 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

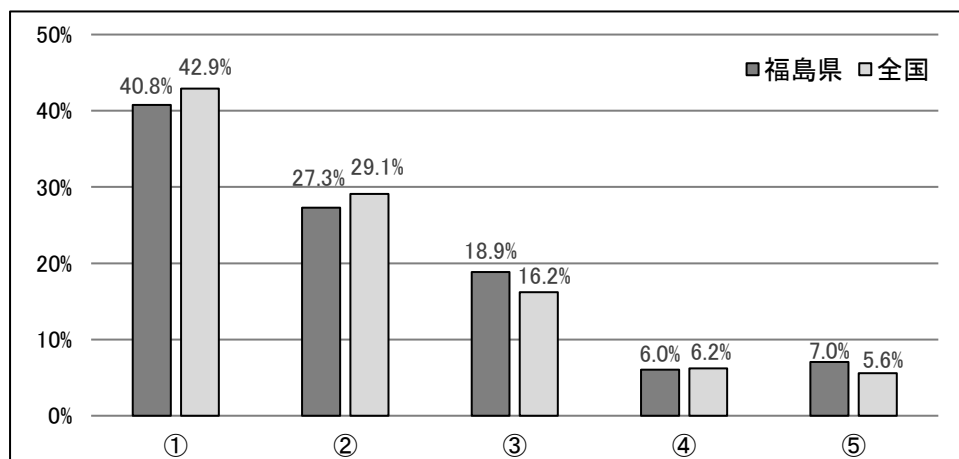
- ①商業地等の宅地の評価方法を見直す ②家屋の評価方法を見直す
- ③償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④免税点を大幅に引き上げる ⑤その他



問 9 所得税／基礎控除等

今回の税制改正では、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が５８万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保障額が６５万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が１０３万円から１２３万円（年収２００万円以下は１６０万円）に拡大されます（令和７年２月時点）。国民民主党はさらなる引き上げ（１７８万円）を求めています。このことについてどう考えますか。

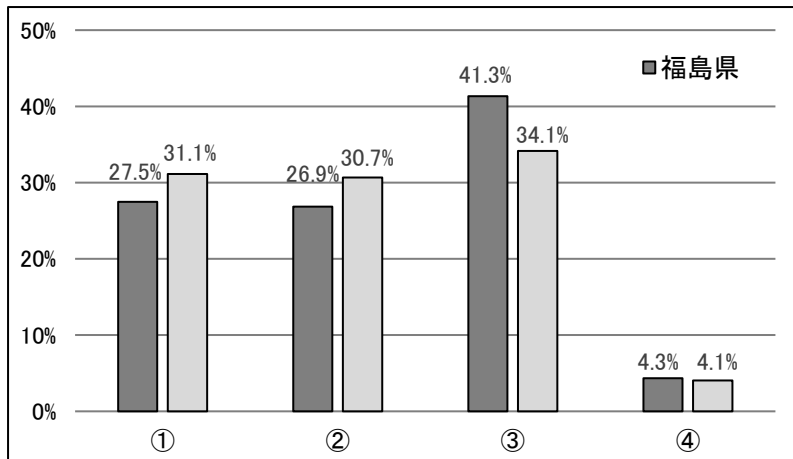
- ①国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき
 ②安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成
 ③今回の改正で十分である ④課税最低限の引き上げには反対 ⑤その他



問 10 厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員５１人以上の企業で週２０時間以上働き、年１０６万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっていますが、２０３５年までに段階的に企業規模要件（従業員〇〇人以上）を撤廃していくことなどが議論されています。いわゆる「１０６万円の壁」が撤廃されることについて、どう考えますか。

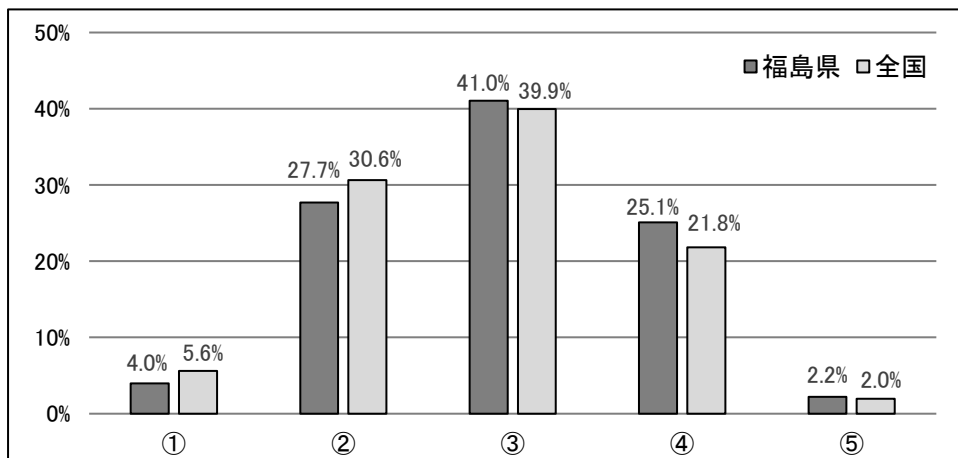
- ①人材を確保するためにはやむを得ない ②企業負担が増えるので反対である
 ③この段階では判断できない ④その他



問 11 厚生年金の企業負担割合

政府は、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減」措置として、労使折半となっている保険料を年収151万円未満までは企業側がより多く負担できる仕組み（企業負担割合は労働者と事業主の合意）が検討されています。この措置についてどう考えますか。

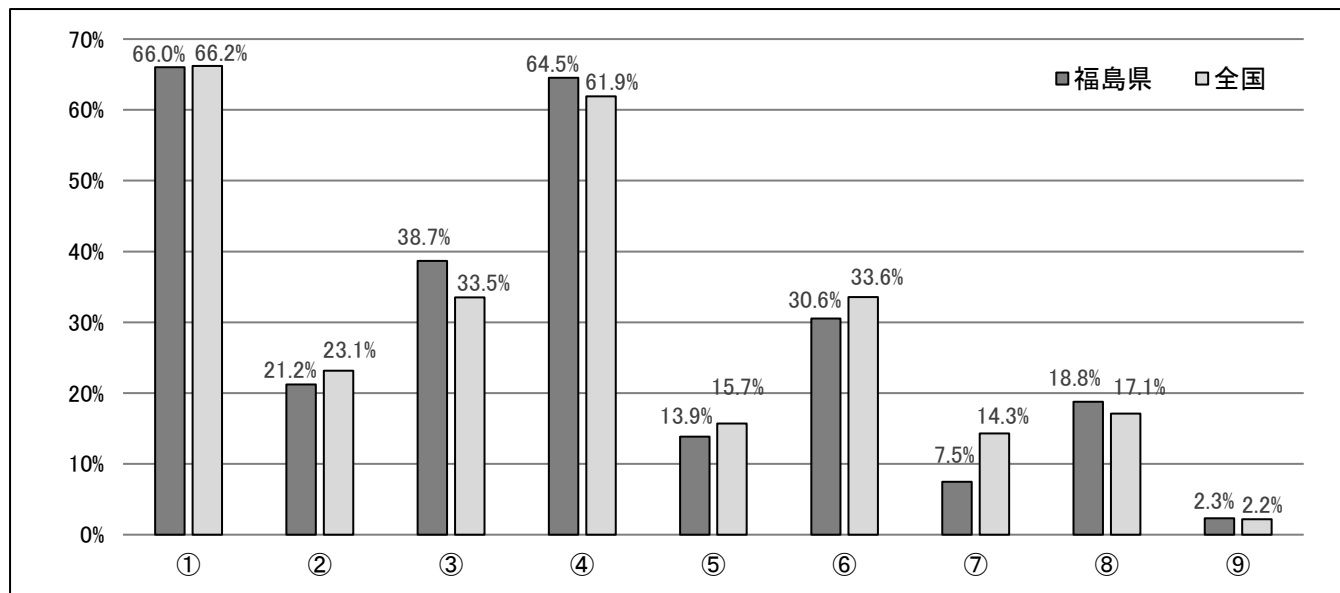
- ①人材確保につながるので企業側がより多く負担してもよい
- ②企業の負担軽減策が講じられるのであれば企業側が多少負担してもよい
- ③企業の負担軽減策が講じられたとしても企業側の負担は増えるので反対である
- ④この段階では判断できない
- ⑤その他



問 12 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

- ①無駄な予算の排除や歳出の効率化
- ②国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ③公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制
- ④議員数の削減および歳費等の抑制
- ⑤客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦デジタル化による業務改革
- ⑧積極的な民間活力の導入
- ⑨その他



継続事業 2

地域企業の健全な発展に資し、地域社会への貢献並びに法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業

①行 事

件 名	日 時	場 所	出席者	議題・内容等
[研修会] S D G s 研修会	7. 6. 26 (木)	福島市 ウェディングエルティ	49 名	「消費の習慣を変える経木の魅力」 講師： 奥会津経木製作所（有）セイワ電子 代表取締役 目黒 道人 氏
[講演会] 女連協第23回 青連協第31回 合同会員研修会 「二本松大会」	7. 10. 23 (木)	二本松市 岳温泉 陽日の郷あづま館	181 名	「10歳若返る！『インターバル速歩』 ～その背景と効果のエビデンス～」 講師： 信州大学医学部特任教授 能勢 博 氏 「健康経営～実践のすすめ～」 講師： 健康経営研究会認定講師 石井 公一 氏

②単位会への補助金事業の実施

令和7年8月29日（金）実施 ※10単位会に総額5,304,000円配賦

③インターネットセミナー（R7.4～8.3）

※上段…アクセス数 ※中段…一般メンバー ※下段…会員メンバー

福 島	二本松	郡 山	南会津	会津若松	会津喜多方	白 河	いわき	相 双	合 計
16,623	7,276	7,389	3,690	8,262	8,193	7,330	7,853	3,609	70,225
185	117	110	69	103	113	105	95	68	965
2,239	1,116	1,154	627	1,255	1,232	1,118	1,192	536	10,469

継続事業 3

法人会の充実発展に資する事業

県内各法人会の全法連助成金申請・報告の取りまとめや指導等の実施

共益事業

法人会会員の福利厚生の向上及び交流、情報交換等に資することを目的とする事業

件 名	日 時	場 所	出席者	議題・内容等
第 1 回 組織・厚生合同 委員会	7. 9. 9 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	14 名 オブザーバー 12 名	<組織委員会> (1) 副委員長の選任について (2) 全法連組織委員の報告 (3) 令和 7 年度 6 月末現在の県内組織状況について (4) 各単位会の組織関係の取り組みについて (5) 今後の推進について <厚生委員会> (1) 副委員長の選任について (2) 全法連厚生委員の報告 (3) 各単位会の厚生関係の取り組みについて (4) 福島県連福利厚生制度の現況について (5) 今後の推進について
新春賀詞交歓会	8. 2. 3 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	38 名	

福利厚生事業（法人会福利厚生制度推進加入状況）

(1) 令和 7 年度大型総合保障制度推進状況（大同生命保険・A I G 損害保険）

（令和 8 年 3 月末現在）

項目 単位会名	8年3月末現在 会員数(社)	加入法人数 (社)	加入率 (%)	役員企業数〔()内 は、加入不可能企業数〕	加入算出用 企業数(社)	役員加入企業数 (社)	加入率 (%)
福 島	2,644	546	20.7	79(10)	69	40	57.9
二 本 松	670	131	19.6	37(1)	36	25	69.4
郡 山	2,702	503	18.6	68(10)	58	42	72.4
須 賀 川	901	165	18.3	45(8)	37	26	70.2
南 会 津	232	84	36.2	29(3)	26	25	96.1
会津若松	917	196	21.4	45(5)	40	24	60.0
会津喜多方	446	105	23.5	31(2)	29	29	100.0
白 河	774	198	25.6	40(4)	36	32	88.8
い わ き	2,314	384	16.6	60(5)	55	34	61.8
相 双	945	304	32.2	51(2)	49	35	71.4
合 計	12,545	2,616	20.9	485(50)	435	312	71.7

『加入不可能企業』… 個人税理士・農協・商工会議所・商工会・医師会・大同生命

◎県連新規加入企業推進実績（令和7年4月～令和8年3月）

項目 単位会名	新規企業		
	目標(社)	実績(社)	達成率(%)
福島	18	17	94.4
二本松	6	5	83.3
郡山	26	24	92.3
須賀川	9	8	88.8
南会津	3	1	33.3
会津若松	9	10	111.1
会津喜多方	5	6	120.0
白河	8	9	112.5
いわき	17	23	135.2
相双	7	6	85.7
県連	108	109	100.9

◎県連新契約保障金額推進実績（令和7年4月～令和8年3月）

項目 単位会名	新契約		
	目標(億円)	実績(億円)	達成率(%)
福島	45.0	39.30	87.3
二本松	17.2	9.06	52.6
郡山	53.7	43.10	80.2
須賀川	20.5	11.35	55.3
南会津	7.6	2.14	28.1
会津若松	19.2	22.77	118.6
会津喜多方	9.0	12.47	138.5
白河	28.5	33.16	116.3
いわき	33.6	37.85	112.6
相双	23.7	25.48	107.5
県連	258.0	236.72	91.7

(2)令和7年度ビジネスガード推進状況（A I G損害保険）

◎加入実績（令和7年4月～令和8年3月）

項目 単位会名	新規加入法人数			加入法人数		
	目標(社)	実績(社)	達成率(%)	8年3月末現在 会員数(社)	加入法人数(社)	加入率(%)
福島	33	12	36.4	2,644	260	9.8
二本松	8	5	62.5	670	89	13.3
郡山	44	52	118.2	2,702	668	24.7
須賀川	10	6	60.0	901	179	19.9
南会津	3	1	33.3	232	31	13.4
会津若松	10	7	70.0	917	80	8.7
会津喜多方	5	1	20.0	446	39	8.7
白河	10	9	90.0	774	139	18.0
いわき	25	21	84.0	2,314	293	12.7
相双	10	8	80.0	945	92	9.7
合計	158	122	77.2	12,545	1,870	14.9

(3) 令和 7 年度がん保険・医療保険制度推進状況（アフラック）

[がん保険]

◎加入実績（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

項 目 単位会名	8年3月末現在 会員数(社)	加入会員数 (社)	加入率 (%)
福 島	2,644	382	14.4
二 本 松	670	91	13.6
郡 山	2,702	327	12.1
須 賀 川	901	142	15.8
南 会 津	232	38	16.4
会 津 若 松	917	132	14.4
会 津 喜 多 方	446	53	11.9
白 河	774	142	18.3
い わ き	2,314	369	15.9
相 双	945	157	16.6
県 連	12,545	1,833	14.6

[医療保険]

◎加入実績（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

項 目 単位会名	8年3月末現在 会員数(社)	加入会員数 (社)	加入率 (%)
福 島	2,644	136	5.1
二 本 松	670	38	5.7
郡 山	2,702	127	4.7
須 賀 川	901	53	5.9
南 会 津	232	12	5.2
会 津 若 松	917	45	4.9
会 津 喜 多 方	446	14	3.1
白 河	774	17	2.2
い わ き	2,314	181	7.8
相 双	945	59	6.2
県 連	12,545	682	5.4

[管理関係]

組 織

1. 会員数 12,545 社（令和 8 年 3 月末現在）

単位会名	稼働法人数(社)	会 員 数 (社)
福 島	7,055	2,644
二 本 松	1,629	670
郡 山	8,887	2,702
須 賀 川	2,575	901
南 会 津	482	232
会 津 若 松	3,229	917
会 津 喜 多 方	1,026	446
白 河	1,740	774
い わ き	7,900	2,314
相 双	3,500	945
県 連	38,023	12,545

2. 役員数 35名
 ◎理事 32名（うち 会長1名 副会長9名）
 ◎監事 3名

3. 委員会

委員会名	委員長	委員数
総務委員会	藤田光夫（白河）	11名
組織委員会	中野博正（会津喜多方）	11名
税制委員会	遠藤久（会津若松）	10名
広報委員会	佐川保博（須賀川）	11名
厚生委員会	伊藤浩一（いわき）	11名
研修委員会	立谷一郎（相双）	10名

4. 上部団体関係役員

[全法連]

理事	千葉政行（会長・福島法人会）
委員（総務）	藤田光夫（副会長・白河法人会）
〃（組織）	中野博正（副会長・会津喜多方法人会）
〃（税制）	遠藤久（副会長・会津若松法人会）
〃（広報）	佐川保博（副会長・須賀川法人会）
〃（厚生）	伊藤浩一（副会長・いわき法人会）
〃（事業研修）	立谷一郎（副会長・相双法人会）
〃（健康経営）	野地幸司（青連協直前会長・二本松法人会）

[東北六県連]

理事（副会長）	千葉政行（会長・福島法人会）
〃	赤塚英夫（副会長・郡山法人会）
〃	藤田光夫（副会長・白河法人会）

5. 福島県法人会連合会青年部会連絡協議会（令和8年3月末現在）

法人会名	設立日	部会長名	法人名	部会員数
連絡協議会	H 3. 4. 10	佐藤雅一	(資)大和川酒造店	10会
福島	S62. 7. 6	斎藤良治	(有)大野建築設計事務所	85名
二本松	H 4. 11. 25	鈴木啓淑	(有)亀田	24名
郡山	H 2. 6. 11	菅野貴	(株)環境緑建	74名
須賀川	H 4. 1. 22	渡辺正広	(株)渡辺建設	55名
南会津	H 5. 1. 22	渡部真考	フジヤマ商事(株)	20名
会津若松	H 5. 3. 8	坂田敦志	福島情報機器(株)	46名
会津喜多方	H 4. 8. 26	佐藤雅一	(資)大和川酒造店	28名
白河	H 3. 8. 1	十文字俊之	大政興業(株)	20名
いわき	H 2. 10. 2	高萩紘一	タカハギ保険代行(株)	29名
相双	S62. 6. 8	高木徳行	(有)伸道商事運輸	35名

6. 福島県法人会連合会女性部会連絡協議会（令和8年3月末現在）

法人会名	設立日	部会長名	法 人 名	部会員数
連絡協議会	H10. 6. 4	湊 田 花 江	(有)ミナト	9会
福 島	H 2. 8. 24	原 田 純 子	東北精密工業(株)	39名
二 本 松	H 4. 11. 25	佐 藤 陽 子	丸や交通(有)	28名
郡 山	H 8. 10. 18	小 林 裕 子	(株)福豆屋	54名
須 賀 川	H 9. 3. 28	添 田 ヒロ子	(有)よしだや	74名
南 会 津	H 6. 12. 1	湊 田 花 江	(有)ミナト	18名
会 津 若 松	H18. 5. 25	土 屋 みよ子	(有)徳江生花店	29名
白 河	H 4. 6. 16	宮 川 真 実	(有)宮川製作所	34名
い わ き	H 9. 10. 17	三 室 千鶴子	(有)とんぼ工芸	53名
相 双	H 7. 11. 17	永 橋 律 子	(有)島抜重機工業	34名

7. 事 務 局

局 長 土 屋 光 史
次 長 丹 野 千佳子
職 員 石 川 真 実
" 佐 藤 ひより

表彰・受賞関係

【表彰】《令和7年6月26日》

I. 公益財団法人全国法人会総連合功労者表彰

1. 県連役員等表彰（表彰規程第2条第4項第1号）

千 葉 政 行	(公社) 福 島 法 人 会
瀬 戸 睦 男	(公社) 二 本 松 法 人 会
堀 江 正 喜	(公社) 郡 山 法 人 会
新 井 実	(公社) 須 賀 川 法 人 会
中 野 博 正	(公社) 会 津 喜 多 法 人 会
佐 藤 靖 一	(公社) 白 河 法 人 会

2. 単位会役員等表彰（表彰規程第2条第4項第1号）

丹 野 善 一	(公社) 福 島 法 人 会
小 沼 貞 彦	(公社) 二 本 松 法 人 会
佐 藤 利 男 ・ 小 林 勝 則	(公社) 郡 山 法 人 会
鈴 木 洋 二	(公社) 須 賀 川 法 人 会
大 桃 一 浩	(公社) 南 会 津 法 人 会
高 瀬 淳	(公社) 会 津 若 松 法 人 会
曾 我 高 志	(公社) 会 津 喜 多 法 人 会
大 塚 恭 一	(公社) 白 河 法 人 会
高 橋 孝 光	(公社) い わ き 法 人 会
小 林 正 幸	(公社) 相 双 法 人 会

II. 東北六県法人会連合会功労者表彰

1. 会員増強功労者表彰（表彰規程第4条）

樋 口 郁 雄	(公社) 福 島 法 人 会
遠 藤 久	(公社) 会 津 若 松 法 人 会

2. 永年勤続役員表彰（表彰規程第3条第1項）

渡 邊 英 人 ・ 手 塚 健 一	(公社) 福 島 法 人 会
齋 藤 嘉 紀	"

伊 藤 裕 一	(公社) 二本松 法人会
伊 藤 芳 光 ・ 吉 田 代 吉	(公社) 郡 山 法 人 会
山 口 哲 行	〃
中 村 嘉 一 ・ 鈴 木 和 美	(公社) 須 賀 川 法 人 会
船 木 政 美	〃
鈴 木 健 太 郎	(公社) 会 津 若 松 法 人 会
佐 藤 勝 栄	(公社) 白 河 法 人 会
庄 司 伸 一 ・ 古 川 広 子	(公社) い わ き 法 人 会
木 藤 喜 幸 ・ 但 野 義 和	(公社) 相 双 法 人 会
伏 見 俊 一	〃

Ⅲ. 一般社団法人福島県法人会連合会功労者表彰

1. 会員増強に尽力された功績（表彰規程第4条第1号）

樋 口 郁 雄	(公社) 福 島 法 人 会
加 藤 勉	(公社) 須 賀 川 法 人 会
遠 藤 久	(公社) 会 津 若 松 法 人 会

2. 本連合会役員・委員として会活動に寄与された功績（表彰規程第2条）

副 会 長 瀬 戸 睦 男	(公社) 二 本 松 法 人 会
〃 中 野 博 正	(公社) 会 津 喜 多 方 法 人 会
理 事 ・ 総 務 委 員	
松 永 雄 一	(公社) 相 双 法 人 会
理 事 小 林 正 幸	〃
厚生委員 堀 江 正 喜	(公社) 郡 山 法 人 会

3. 単位会役員・委員として会活動に寄与された功績（表彰規程第3条）

岸 秀 年 ・ 佐 藤 真 也	(公社) 福 島 法 人 会
斎 藤 規 雄 ・ 大 澤 益 三	〃
菅 野 敦 史	〃
根 本 誠 治 郎 ・ 野 地 一 司	(公社) 二 本 松 法 人 会
國 分 久 義 ・ 丸 山 京 男	〃
野 村 重 忠 ・ 佐 藤 孝 志	(公社) 須 賀 川 法 人 会
瀬 谷 浩 宣	〃
佐 藤 勝 栄 ・ 兼 子 聡	(公社) 白 河 法 人 会
佐 藤 孝 男 ・ 村 田 俊 夫	(公社) い わ き 法 人 会
小 野 寺 順 正	〃
齋 藤 健 一 ・ 庄 司 岳 洋	(公社) 相 双 法 人 会

4. 事務局職員として会活動に寄与された功績（表彰規程第5条）

高 崎 則 雄	(公社) 白 河 法 人 会
---------	----------------

5. 会員増強優秀会（表彰規程第4条第2号）

<金 賞>

(公社) 白 河 法 人 会 ・ (公社) 会 津 喜 多 方 法 人 会
(公社) 二 本 松 法 人 会

<銀 賞>

(公社) 福 島 法 人 会 ・ (公社) 須 賀 川 法 人 会
(公社) 南 会 津 法 人 会

IV. 一般社団法人福島県法人会連合会福利厚生制度推進表彰

1. 経営者大型保障制度推進表彰

○新契約保障金額の部

(公社)相 双 法 人 会 ・ (公社)須 賀 川 法 人 会
(公社)い わ き 法 人 会 ・ (公社)白 河 法 人 会
(公社)会 津 若 松 法 人 会

○大型新規企業の部

(公社)相 双 法 人 会 ・ (公社)白 河 法 人 会
(公社)南 会 津 法 人 会 ・ (公社)会 津 若 松 法 人 会

○役員加入率の部

(公社)会 津 喜 多 方 法 人 会 ・ (公社)南 会 津 法 人 会
(公社)白 河 法 人 会 ・ (公社)須 賀 川 法 人 会
(公社)相 双 法 人 会 ・ (公社)郡 山 法 人 会
(公社)福 島 法 人 会 ・ (公社)二 本 松 法 人 会

《会員の部》

<金 賞>

佐 川 保 博 (公社)須 賀 川 法 人 会

<銀 賞>

石 井 敏 也 (公社)郡 山 法 人 会

蛭 田 剛 (公社)い わ き 法 人 会

小 野 利 廣 (公社)白 河 法 人 会

<銅 賞>

箭 内 和 夫 (公社)郡 山 法 人 会

吉 田 代 吉 //

藤 田 光 夫 (公社)白 河 法 人 会

大 塚 恭 一 //

車 田 信 彦 (公社)須 賀 川 法 人 会

瀬 戸 睦 男 (公社)二 本 松 法 人 会

《受託会社職員の部（大同生命）》

<金 賞>

菊 地 奈々子 (郡山第一営業課) ・ 小 国 廣 美 (郡山第一営業課)

佐 藤 洋 子 (郡山第一営業課) ・ 藤 田 恵美子 (いわき営業所)

大 関 喜八郎 (会 津 営 業 所) ・ 樋 口 真紀子 (福 島 営 業 所)

<銀 賞>

安 住 照 美 (郡山第一営業課) ・ 荒 井 寛 子 (郡山第一営業課)

高 野 恭 子 (福 島 営 業 所) ・ 山 下 光 子 (郡山第一営業課)

<銅 賞>

本 部 ルミ子 (いわき営業所) ・ 荒 良 範 (相 双 営 業 所)

三 瓶 ひろみ (いわき営業所) ・ 新 國 善 信 (会 津 営 業 所)

藁 谷 星 子 (いわき営業所) ・ 阿 部 洋 子 (福 島 営 業 所)

後 藤 将 成 (会 津 営 業 所) ・ 大 塚 昭 美 (会 津 営 業 所)

2. ビジネスガード推進表彰

<金 賞>

株式会社クリエイト

岩 野 大 (A I G 損害保険(株)郡山支店)
 宗 像 拓 郎 (")
 <銀 賞>
 有限会社吉津総合保険事務所
 有限会社レセプター
 株式会社サポート
 <銅 賞>
 株式会社リライフ保険サービス
 添 田 絵 里 (A I G 損害保険(株)郡山支店)
 三 瓶 ひろみ (大同生命保険(株)いわき営業所)

3. アフラック商品推進表彰

<銀 賞>
 星 貴 洋
 共進株式会社
 株式会社報徳保険サービス
 <銅 賞>
 有限会社レセプター
 高 野 恭 子 (大同生命保険(株)福島営業所)

【受賞】

○仙台国税局長表彰

星 聖 司	(公社) 南 会 津 法 人 会
猪 俣 孝 之	(公社) 会 津 若 松 法 人 会
佐久間 信 壽	(公社) 須 賀 川 法 人 会

○各税務署長表彰

斎 藤 規 雄	(公社) 福 島 法 人 会
宮 崎 泰 明	"
高 橋 好 雄	"
紺 野 学	"
岡 部 弘 幸	(公社) 郡 山 法 人 会
渡 邊 隆	"
湊 田 花 江	(公社) 南 会 津 法 人 会
結 城 兼 夫	(公社) 会 津 喜 多 方 法 人 会
梅 宮 雄 一 郎	(公社) 白 河 法 人 会
木 村 謹 一 郎	(公社) い わ き 法 人 会
永 田 茂 男	(公社) 相 双 法 人 会
高 橋 隆 助	"

諸会議関係

(1) 通常総会

件 名	日 時	場 所	出席者	議 題 等
第 1 2 回 通常総会	7. 6. 26 (木)	福島市 ウェディングエルティ	10 会	第 1 号議案 令和 6 年度決算報告承認の件 報告事項 令和 6 年度事業報告の件 令和 7 年度事業計画・予算報告の件 任期満了に伴う役員改選の件

(2) 役員会等

件 名	日 時	場 所	出席者	議 題 等
第 1 回 正副会長会議及び 単位会会長予定 者会議	7. 4. 21 (月)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	9 名	(1) 県連会長候補者選定について (2) 各委員長等選定について (3) 令和 9 年度法人会全国大会「福島大会」 について
第 1 回 理 事 会	7. 6. 9 (月)	福島市 ウェディングエルティ	22 名 監事 2 名	(1) 令和 6 年度事業報告について (2) 令和 6 年度決算（案）について (3) 令和 7 年度事業計画（案）について (4) 令和 7 年度予算（案）について (5) 任期満了に伴う役員候補者について (6) 表彰規程に基づく表彰該当者について
第 2 回 理 事 会	7. 6. 26 (木)	福島市 ウェディングエルティ	21 名 監事 3 名	(1) 会長（代表理事）選定の件 (2) 副会長（業務執行理事）選定の件
第 2 回 正副会長会議	7. 7. 18 (金)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	9 名	(1) 法人会全国大会「福島大会」について
第 3 回 理 事 会	7. 10. 28 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	18 名 監事 1 名	(1) 代表理事・業務執行理事の職務執行状 況報告 (2) 法人会全国大会「福島大会」について (3) 県連会議報告 (4) 全法連・六県連会議報告等
第 4 回 理 事 会	8. 2. 3 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	23 名 監事 3 名	(1) 法人会全国大会「福島大会」について (2) 令和 8 年度単位会への補助金等につい て (3) 令和 8 年度全法連、東北六県連、県連 功 労者表彰候補者選定について (4) 公益法人制度改革について (5) 福利厚生制度推進について
第 5 回 理 事 会	8. 3. 25 (水)	福島市 ウェディングエルティ	18 名 監事 3 名	(1) 代表理事・業務執行理事の職務執行状 況報告 (2) 全法連会議報告等

(3) 監査会

件 名	日 時	場 所	出席者	議 題 等
監 査 会	7. 5. 20 (火)	福島市 法人会事務所	3 名	(1) 令和 6 年度業務執行状況・財務状況 監査 (2) 会計帳簿等監査

(4) 委員会

件 名	日 時	場 所	出席者	議 題 等
第 1 回 総務委員会	7. 5. 29 (火)	福島市 コラッセふくしま 研修室	6 名	(1) 令和 5 年度事業報告並びに収支決算について (2) 令和 6 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について (3) 「ふくしま S D G s 推進プラットフォームについて
第 1 回 税制委員会	7. 6. 5 (木)	福島市 コラッセふくしま 交流サロン	7 名	(1) 税制改正に関するアンケート結果報告について (2) 令和 8 年度税制改正要望事項の取りまとめについて
第 1 回 広報・研修合同 委員会	7. 8. 29 (金)	福島市 エフズサンパレス	13 名	< 広報委員会 > (1) 副委員長の選任について (2) 全法連広報委員会について報告 (3) 「県法連ニュース」の反省について (4) 今後の「県法連ニュースについて」 < 研修委員会 > (1) 副委員長の選任について (2) 全法連研修委員会について報告 (3) 今後の事業について (4) ふくしま S D G s 推進プラットフォーム申請について
第 1 回 組織・厚生合同 委員会	7. 9. 9 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	14 名 オブザーバー 12 名	< 組織委員会 > (1) 副委員長の選任について (2) 全法連組織委員の報告 (3) 令和 7 年度 6 月末現在の県内組織状況について (4) 各単位会の組織関係の取り組みについて (5) 今後の推進について < 厚生委員会 > (1) 副委員長の選任について (2) 全法連厚生委員の報告 (3) 各単位会の厚生関係の取り組みについて (4) 福島県連福利厚生制度の現況について (5) 今後の推進について
「福島大会」 第 1 回 実行委員会	7. 9. 9 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	30 名	(1) 開催要項について (2) 部会選定について (3) 今後のスケジュールについて (4) 予算について (5) 会員増強について
「福島大会」 第 2 回 実行委員会	7. 11. 19 (水)	郡山市 郡山ビューホテル	26 名	(1) 会員増強について (2) 次年度茨城大会について (3) 講演会講師選定について

第2回 総務委員会	8. 1. 23 (金)	福島市 コラッセふくしま 特別会議室	7 名	(1)副委員長の選任について (1)令和8年度業全法連、東北六県連、県 連功労者表彰候補者選定について (2)令和8年度単位会への補助金について (3)令和9年度法人会全国大会「福島大会」 について
「福島大会」 第3回 実行委員会	8. 2. 3 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	27 名 オブザーバー 2 名	(1)会員増強施策について (2)講演会講師について (3)茨城大会について

(5)事務局会議

件 名	日 時	場 所	出席者	議 題 等
令和7年度 事務局会議	7. 9. 2 (火)	西郷村 スパホテルあぶくま	23 名	(1)全法連・東北六県連会議等報告 (2)今後の事業等について 意見交換
事務局研修会	7. 12. 22 (月)	福島市 コラッセふくしま 403 会議室	19 名	「公益法人会計基準 令和6年基準移 行に関する留意事項」 講師： 公認会計士・税理士 石沢 裕一 氏

(6)関係機関会議等

①全国法人会総連合

件 名	日 時	場 所	出 席 者
第52回 理 事 会	7. 5. 27 (火)	リモート出席	小野会長
第1回 広報委員会	7. 7. 15 (火)	リモート出席	佐川広報委員長
第1回 厚生委員会	7. 7. 23 (水)	東京 明治記念館	伊藤厚生委員長
第1回 税制委員会	7. 7. 25 (金)	リモート出席	遠藤税制委員長
第1回 総務委員会	7. 7. 31 (木)	リモート出席	藤田総務委員長
第1回 健康経営委員会	7. 8. 1 (金)	東京 全法連会館	野地青連協直前会長
第2回 全国専務理事等会議	7. 8. 27 (水)	リモート出席	土屋事務局長
第2回 税制委員会	7. 9. 4 (木)	リモート出席	遠藤税制委員長
第3回 全国専務理事会議	7. 12. 5 (金)	リモート出席	土屋事務局長
新春賀詞交歓会	8. 1. 21 (水)	東京 帝国ホテル	赤塚副会長
第41回 事務局セミナー	8. 1. 26 (月)	東京 ハイアットリージェンシー東京	県内事務局職員
第2回 厚生委員会	8. 2. 12 (木)	東京 全法連会館	伊藤厚生委員長

第2回 広報委員会	8. 2. 13 (金)	リモート出席	佐川広報委員長
第3回 税制委員会	8. 2. 17 (火)	リモート出席	遠藤税制委員長
第2回 健康経営委員会	8. 3. 4 (水)	東京 全法連会館	野地青連協直前会長

②東北六県連関係

件 名	日 時	場 所	出 席 者
令和7年度定時理事会	7. 6. 18 (水)	仙台市 仙台国際ホテル	委任状出席：小野会長、千葉副会長、赤塚副会長
令和7年度各県連会長会議	7. 11. 28 (金)	仙台市 仙台国際ホテル	赤塚副会長（会長代理）
令和7年度法人会会長サミット・運営協議会	7. 11. 28 (金)	仙台市 仙台国際ホテル	赤塚副会長、中野副会長、佐川副会長、遠藤副会長、佐藤青連協会長
第3回県連事務局長会議	8. 2. 4 (水)	仙台市 アフラック仙台総合支社	土屋事務局長

青年・女性部会連絡協議会関係

◎福島県法人会連合会青年部会連絡協議会

内部会議

件 名	日 時	場 所	出席者	議 題 等
第1回 役員会	7. 7. 29 (火)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	32名 うち委任状 10名 新役員 9名	(1) 令和6年度事業経過報告並びに収支決算報告について (2) 令和7年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について (3) 令和7年度役員選任について (4) 全法連青年部会定時連絡協議会の報告 (5) 東北地区各県連青年部会代表者懇談会の報告 (6) 会員研修会「二本松大会」について (7) 会員研修会のあり方について
第2回 役員会	7. 9. 22 (金)	二本松市 岳温泉 陽日の郷あづま館	38名 うち委任状 20名	(1) 会員研修会「二本松大会」について (2) 全国青年の集い「山梨大会」について (3) 次年度全国青年の集い「島根大会」における租税教育プレゼンテーション担当会について (4) 会員研修会のあり方について (5) 経営者大型総合保障制度Jタイプ等の推進について
第31回 会員研修会 「二本松大会」	7. 10. 23 (木)	二本松市 岳温泉 陽日の郷あづま館	77名	<記念講演会> 「10歳若返る!『インターバル速歩』～その背景と効果のエビデンス～」 講師： 信州大学医学部特任教授 能勢 博 氏

				「健康経営～実践のすすめ～」 講師： 健康経営研究会認定講師 石井 公一 氏 ＜記念式典＞ ＜懇親会＞
第3回 役員会	8. 3. 13 (金)	喜多方市 喜多方下町郵便局	38 名 うち委任状 15 名	(1) 東北地区各県連青年部会代表者懇談会 の報告 (2) 会員研修会「二本松大会」の報告 (3) 次年度会員研修会「会津大会」について

外部会議

件 名	日 時	場 所	出 席 者
第1回全国青年部会連絡協議会 定時連絡協議会	7. 6. 4 (水)	東京 全法連会館	佐藤会長予定者
第1回東北地区各県連青年部会 代表者懇談会	7. 7. 25 (金)	青森市 ホテル青森	佐藤会長
第2回全国青年部会連絡協議会 定時連絡協議会	7. 11. 20 (木)	甲府市 Y C C 県民文化ホール	佐藤会長
第39回全国青年の集い 「山梨大会」	7. 11. 21 (金)	甲府市 アイメッセ山梨	佐藤青連協会長 外県内参加者 30 名
福島県青年部会団体連絡協議会 ・第16回特別交流会・懇親会	8. 3. 13 (金)	喜多方市 大和川酒造店 四方ミュージアム 昭和蔵	野地会長 外県内参加者 26 名

◎福島県法人会連合会女性部会連絡協議会

内部会議

件 名	日 時	場 所	出席者	議 題 等
第1回 役員会	7. 6. 27 (金)	郡山市 郡山ビューホテル	32 名 うち委任状 2 名 新役員 5 名	(1) 令和6年度事業経過報告並びに収支決算報告について (2) 令和7年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について (3) 任期満了に伴う役員改選の件 (4) 会員研修会「二本松大会」について (5) 全国女性フォーラム「北海道大会」について (6) 全法連女性部会定時連絡協議会の報告
第2回 役員会	7. 9. 26 (金)	二本松市 岳温泉 陽日の郷あづま館	32 名 うち委任状 8 名	(1) 会員研修会「二本松大会」について (2) 全法連情報交換会・全国女性フォーラム「北海道大会」の報告について その他 ・絵はがき審査会の日程について ・県としての食品ロスへの取り組みについて

第23回 会員研修会 「二本松大会」	7.10.23 (木)	二本松市 岳温泉 陽日の郷あづま館	98名	<記念講演会> 「10歳若返る!『インターバル速歩』 ～その背景と効果のエビデンス～」 講師: 信州大学医学部特任教授 能勢 博 氏 「健康経営～実践のすすめ～」 講師: 健康経営研究会認定講師 石井 公一 氏 <記念式典> <懇親会>
第18回 税に関する絵は がきコンクール 審査会	7.11.20 (木)	福島市 コラッセふくしま 交流サロン	10名	各単位会代表、福島大学特任教授1名、 福島税務署3名 応募数:県内190校より4,274枚
第3回 役員会	8. 2.16 (月)	郡山市 郡山ビューホテルアネックス	27名	(1)第2回東北地区各県連代表者懇談会の 報告について (2)第20回全国女性フォーラム「埼玉大 会」について (3)第23回会員研修会「二本松大会」の 報告について (4)第24回会員研修会「白河大会」につ いて その他 ・フードロスセミナーについて ・クリアファイルについて ・各単位会活動報告

外部会議

件 名	日 時	場 所	出 席 者
全国女年部会連絡協議会 定時連絡協議会	7. 6. 3 (火)	東京 全法連会館	湊田会長予定者
第19回 全国女性フォーラム「北海道大会」	7. 9.18 (木)	札幌市 札幌パークホテル	湊田女連協会長 外県内参加者38名
第1回東北地区各県連女性部会 代表者懇談会	7. 7.10 (木)	仙台市 ホテルメトロポリタン仙台	湊田会長
第2回東北地区各県連女性部会 代表者懇談会及び「税の絵はがき コンクール」作品審査会	7.12. 2 (火)	仙台市 ホテルメトロポリタン仙台	湊田会長